

熊本県公報

目 次

- 告示
- 道路の区域変更 (道路維持課)
- 道路の供用開始 ()
- 過疎代行路線の工事一部完了 (道路建設課)

告 示

熊本県告示第八百四十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十三年十一月五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十一月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前	後	
主要地方道	本 渡 牛 深 線 同 所	牛深市深海町字宇土 三三〇八番一地先から 字友田 四九三九番一地先まで	四・六 六・三	八・八 四・九	三〇・〇 三〇・〇
			後	前	備考
			後	前	備考

二 区域変更する期日 平成十三年十一月五日

熊本県告示第八百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十一月五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長		備考
			前	後	
主要地方道	本 渡 牛 深 線 同 所	牛深市深海町字宇土 三三〇八番一地先から 字友田 四九三九番一地先まで	三〇・〇	三〇・〇	単橋改

二 供用開始する期日 平成十三年十一月五日

熊本県告示第八百四十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき、西原村道の改築工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第一項の規定により告示する。

平成十三年十一月五日

五五本

日発行
日印刷

平成十三年十一月五日

熊本県知事 潮谷 義子

路線名	西原村道 秋田灰床線	工事完了区間	阿蘇郡西原村大字河原字門出 八二丁一番地先から 同 所 字市川原 同 所 阿蘇郡西原村大字河原字市川原 一〇〇〇―二番地先から 同 所 字市川原 一一九二番地先まで	延長	八〇・〇m 七六六・〇m 計 八四六・〇m	完了年月日	平成十三年 十月五日
-----	---------------	--------	--	----	-----------------------------	-------	---------------

印刷所

熊本県国府四丁目一〇番地
株式会社 秀巧社
電話(代)〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%